

別表4 使用食品品質表示等

区 分	品 質 表 示 ・ 規 格 等
米	収穫後1年以内の香川県産を優先とするが、その年の作況・相場に応じて、品質・食味が香川県産より優れている場合、また、香川県産の品質が適当でない場合は、国内産とすること。 強化米0.2%入りとすること。
パン	保健所の営業許可書の写しを提出すること。食パン、ロールパンとも個包装とすること。
麺	保健所の営業許可書の写しを提出すること。
卵類	保健所の営業許可書の写しを提出すること。 卵の細菌検査結果成績書を提出すること。 従業員の細菌検査結果成績書を提出すること。
肉類	保健所の営業許可書の写しを提出すること。 従業員の細菌検査結果成績書を提出すること。 生産地、生産者及び流通経路が明確であること。その取り扱いについては、最大限の衛生管理に配慮すること。 国産であること。 納入物品は最も新鮮かつ優れた品質であること。 指示された部位や切り方で納入すること。 牛肉については、個体識別番号を提示すること。 ハム、ベーコン類はJASマーク指定とすること。
魚介類	保健所の営業許可書の写しを提出すること。 従業員の細菌検査結果成績書を提出すること。 納入物品は最も新鮮かつ優れた品質であること。その取り扱いについては、最大限の衛生的配慮を払うこと。 原則として「生」で新鮮なもの。冷凍魚の場合は、解凍時に鮮魚と同等になる品質のものを納品すること（再凍結品は不可）。なお、解凍時は品質を落とさないよう細心の注意を払って解凍すること。 骨を除いた魚であること。 指定重量は可食量とすること。
練り製品	保健所の営業許可書の写しを提出すること。 従業員の細菌検査結果成績書を提出すること。 品質表示の明確な製品とすること。
豆腐類	保健所の営業許可書の写しを提出すること。 従業員の細菌検査結果成績書を提出すること。
牛乳類	保健所の営業許可書の写しを提出すること。 銘柄品で、新鮮でかつ法規に適合した商品であること。 食品の試験検査成績書を提出すること。
青果類	新鮮を第一とする。原則として国産とすること。 原則としてカット野菜は認めないが、非常時等、委託者の合意があれば、カット野菜の使用も可とする。食品の試験検査成績書を適宜提出すること。 果物については、新鮮で食べ頃を十分に加味したものとする。
乾物類 缶詰・瓶詰 冷凍食品 調味料	メーカー品または製造に関する情報、成分、内容の明確な同等品とすること。 JASマーク、特別用途食品表示等、食品表示の明確な製品とすること。 食品の試験検査成績書を提出すること。
濃厚流動 食・栄養補 助食品	メーカー品または製造に関する情報、成分、内容の明確なものとする。 JASマーク、特別用途食品表示等、食品表示の明確な製品とすること。 食品の試験検査成績書を提出すること。

\* 県産品の使用に努めること。

\* 遺伝子組換え食品は使用しないこと。

\* 加工等の作業工程において、従業員及び施設の衛生管理が実施されていること。